

# 人権教育講演会

11月1日(月)、勝田第二中学校で人権教育講演会が開催され国立ハンセン病資料館学芸員西浦 直子(にしうら なおこ)氏が講演いたしました。

## 「ハンセン病をめぐる学ぶこと」

ハンセン病は古くからある感染症で、日本では 1400 年前の日本書紀にも記載があり、世界的にも昔から「けがれた病気」などとして忌み嫌われ、差別されてきた病気です。感染症とは言っても、ハンセン病を起こす「らい菌」は非常に弱く、うつりにくい菌で、栄養状態や健康状態がよければ、感染はしません。発症しても、早期発見・早期治療によって2~3日で感染力はなくなり、発症したことすら気付かずに自然に治癒してしまうケースもあるそうで、恐れるような病気ではありません。

そういった事実にも係わらず、明治末期に国の政策により、ハンセン病患者の隔離が進められました。1931

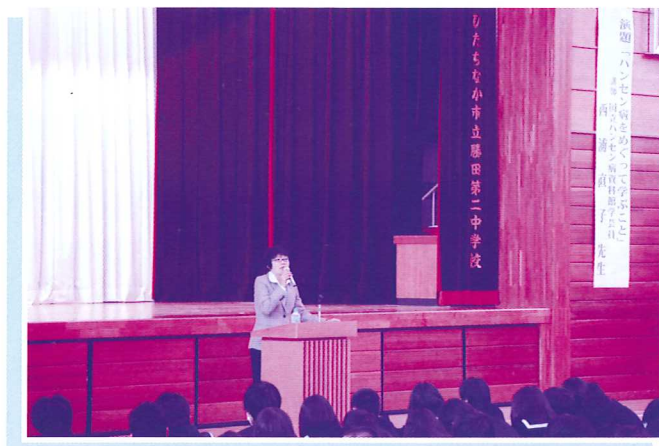
年には「癩<sup>らい</sup>予防法」が制定され、偏見による差別が起きました。1996年に「らい予防法」がなくなり、医学の進んだ今日においても、わたくしたちの偏見によって、多くの人たちがいまだに家族との絆を絶ち、故郷に帰ることもできず、その偏見による自殺者の例も報告されているような状況です。

死ぬような病気ではないのに、なぜ自ら命を絶つ人が出てしまうのでしょうか。

このようなケースは、ハンセン病だけではないと思います。私たちのまわりでも、このような偏見や差別により、人知れず苦しんでいる人がいるかもしれません。

最後に、皆さんに伝えたいことがあります。①ハンセン病に限らず、今教えられている歴史を、疑うことを忘れないでください。歴史の、見えていない部分にも目を向けてください。②だれにも相談できず、苦しんでいる人がいたら、助けてあげてください。③一人で苦しまないでください。必ずだれかが助けてくれます。生きてください。

先生も昔は、ハンセン病については全く知らず、東村山市の歴史を調べるなかで、ハンセン病の療養所の患者さんたちと接していたそうです。ある時、自分が患者さんたちの苦しみを理解していないことに気付き、今の仕事をすることにしたそうです。先生の講演は非常に切実で、心に訴えるものがありました。



差別による患者・回復者の苦しみについて語る先生

## 人権って何だろう?

『すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない』(日本国憲法第14条)

21世紀は「人権の世紀」といわれています。今、私たちの周囲には、基本的人権が侵害されている様々な人権問題があります。人権とは、「人が人らしく生きていくために、社会によって認められている権利」であり、誰もが生まれながらにもっている、誰からも侵されることのない基本的権利です。

- 「男のくせに、女のくせに」と思っていないですか。
- 「年寄りだから、子どもだから」と軽く見ていませんか。
- 障害のある人に偏見を抱いていませんか。
- 外国の人たちを差別していませんか。
- 友達をいじめていませんか。
- 職業や社会的身分で人を判断していませんか。

いずれの問題も、ともに暮らしている人々の人権意識を高めることによって、お互いの人権が守られ、心豊かな明るい社会が築かれていくのです。